六十五　「略」	六十四　「同上」
六十六　「略」	六十五　「同上」
六十七　「略」	六十六　「同上」
六十八　「略」	六十七　「同上」
六十九　「略」	六十八　「同上」
七十　「略」	六十九　「同上」
七十一　「略」	七十　「同上」
七十二　「略」	七十一　「同上」
七十三　「略」	七十二　「同上」
七十四　「略」	七十三　「同上」
七十五　「略」	七十四　「同上」
七十六　「略」	七十五　「同上」
七十七　「略」	七十六　「同上」
七十八　「略」	七十七　「同上」
七十九　「略」	七十八　「同上」
八十　「略」	七十九　「同上」
八十一　「略」	八十　「同上」
八十二　「略」	八十一　「同上」
八十三　「略」	八十二　「同上」
八十四　「略」	八十三　「同上」
八十五　「略」	八十四　「同上」
八十六　「略」	八十五　「同上」
八十七　「略」	八十六　「同上」
八十八　「略」	八十七　「同上」
八十九　「略」	八十八　「同上」
九十　「略」	八十九　「同上」
九十一　「略」	九十　「同上」
九十二　「略」	九十一　「同上」
九十三　「略」	九十二　「同上」
九十四　「略」	九十三　「同上」
九十五　「略」	九十四　「同上」
九十六　「略」	九十五　「同上」
九十七　「略」	九十六　「同上」
九十八　「略」	九十七　「同上」
九十九　「略」	九十八　「同上」
百　「略」	九十九　「同上」
百一　「略」	百　「同上」
百二　「略」	百一　「同上」
百三　「略」	百二　「同上」
百四　「略」	百三　「同上」
百五　「略」	百四　「同上」
百六　「略」	百五　「同上」
百七　「略」	百六　「同上」
百八　「略」	百七　「同上」
百九　「略」	百八　「同上」
百十　「略」	百九　「同上」
百十一　「略」	百十　「同上」
百十二　「略」	百十一　「同上」
百十三　「略」	百十二　「同上」
百十四　「略」	百十三　「同上」
百十五　「略」	百十四　「同上」
百十六　「略」	百十五　「同上」
百十七　「略」	百十六　「同上」
百十八　「略」	百十七　「同上」
百十九　「略」	百十八　「同上」
百二十　「略」	百十九　「同上」
百二十一　「略」	百二十　「同上」
百二十二　「略」	百二十一　「同上」
百二十三　「略」	百二十二　「同上」
百二十四　「略」	百二十三　「同上」
百二十五　「略」	百二十四　「同上」
百二十六　「略」	百二十五　「同上」
百二十七　「略」	百二十六　「同上」
百二十八　「略」	百二十七　「同上」
百二十九　「略」	百二十八　「同上」
百三十　「略」	百二十九　「同上」
百三十一　「略」	百三十　「同上」

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○文部科学省告示第百五十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成三十年六月二十二日　　文部科学大臣　林　芳正

地方税法施行規則附則第七条の二に規定する文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項に規定する家屋が次の各号に規定する基準に適合するものであることを、文部科学大臣が別表の書式により証する書類とする。

一　劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号。次号において「劇場法」という。）第二条第二項に規定する実演芸術の公演を行うための舞台等及び観客に実演芸術の公演を鑑賞させるための客席等を備えること。

二　地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日の属する年度から三箇年度について、各年度の開館していない日、保守点検を行う日及び使用しない日を除いた期間のうち、劇場法第三条第一項第一号又は第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする日数がその期間の二分の一を超えること。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。